

## インドネシア：新たなビザカテゴリーの創設（ゴールデンビザ）

アジアニュースレター

2024年9月17日号

執筆者:

[吉本 祐介](#)

[y.yoshimoto@nishimura.com](mailto:y.yoshimoto@nishimura.com)

[Rainer Faustine Jonathan](#)

[Rjonathan@wplaws.com](mailto:Rjonathan@wplaws.com)

[Irfansyah D.I. Nasution](#)

[Idwinanda@wplaws.com](mailto:Idwinanda@wplaws.com)

[我妻 由香莉](#)

[y.wagatsuma@nishimura.com](mailto:y.wagatsuma@nishimura.com)

[Setyaning Kartika Rini](#)

[srini@wplaws.com](mailto:srini@wplaws.com)

インドネシアの法務人権大臣規則により、いわゆる「ゴールデンビザ」という画期的な査証区分が創設されました。2024年の法務人権大臣規則第11号により改正された、査証分類に関する法務人権大臣令（M.HH-02.GR.01.04 Tahun 2023）ならびに査証および滞在許可に関する2023年法務人権大臣規則第22号によるものです。

ゴールデンビザにより、外国企業により設立されたインドネシア法人（PT PMA）の取締役またはコミサリスに就任する外国人は、投資額に応じて以下のような優遇措置を受けることができます。

- (i) 2500万米ドル以上の投資を行う場合、最長5年間の滞在許可
- (ii) 5000万米ドル以上の投資を行う場合、最長10年間の滞在許可

ゴールデンビザは、1つのPT PMAにつき最大10人が利用でき、以下の追加優遇措置も受けることができます。

- (i) 入国審査所の優先レーンでの審査
- (ii) 入国管理事務所における優先的な取り扱い
- (iii) 関係省庁における優先的な取り扱い

従来制度では、投資額にかかわらず、就労目的の限定滞在査証（Limited Stay Visa）が最長2年間の範囲でのみ付与されていたことと比較して、この新しい査証区分は、インドネシア政府による新たな対外投資誘致策になるものと考えられています。

本ニュースレターは、インドネシアの独立の事務所であり、西村あさひ法律事務所・外国法共同事業と提携関係にある Walalangi & Partners と共同で作成しています。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 [newsletter@nishimura.com](mailto:newsletter@nishimura.com)